

県立芸術劇場指定管理者募集関係参考資料

令和7年7月

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

目 次

1	地方自治法（抄）		1
2	公の施設に関する条例（抄）		3
3	県立芸術劇場管理規則		1 3
4	個人情報取扱特記事項		2 4
5	宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」規約		2 6
6	県立芸術劇場の平面図		2 8
7	主な利用実績		3 1
8	宮崎国際音楽祭の開催実績		3 2
9	令和6年度県民文化振興事業の開催実績		3 3
10	公益財団法人宮崎県立芸術劇場の決算状況		3 6

1 地方自治法（抄）（昭和22年法律第67号）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 公の施設に関する条例（抄）（昭和39年条例第7号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。

（管理の原則）

第3条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（特に重要な公の施設）

第4条 法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第2に定めるものとする。

（守るべき事項）

第5条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- （1） 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- （2） 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- （3） 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- （4） その他知事において指示した事項

（原状回復義務）

第6条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

（利用の許可、制限等）

第7条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

（損害賠償）

第8条 故意又は過失によって公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（利用の中止等）

第9条 公の施設の利用者が、第5条の規定に反する行為があった場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 10 条の 2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1） 住民の平等な利用が確保されること。

（2） 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

（4） その他規則で定める基準

（指定管理者の指定の手続の特例）

第 10 条の 2 の 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第 3 項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

（1） 前条第 1 項に規定する申請がなかったとき、又は同条第 3 項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

（2） 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

（3） 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

（4） 公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下この号において「民間資金法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第 8 条第 1 項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

（5） その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第 1 項に規定する書類の提出を求めるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 10 条の 3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 公の施設の利用に関する業務

（2） 公の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

（3） その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第 10 条の 4 指定管理者は、第 10 条の 6 の規定により読み替えて適用される第 9 条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第 10 条の 5 知事は、適当と認めるときは、別表第 4 の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第 4 に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者が管理する場合の読替）

第 10 条の 6 第 10 条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条及び第 9 条の規定の適用については、第 5 条第 4 号及び第 9 条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定等の告示）

第 10 条の 7 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（使用料）

第 11 条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）により使用料を徴収することができる。

（罰則）

第 12 条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、5 万円以下の過料を科することができる。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	設置目的	位 置
県立芸術劇場	県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与するための施設	宮崎市船塚 3 丁目 210 番地

別表第 2（第 4 条関係）

略

別表第 3（第 10 条関係）

県立芸術劇場

別表第 4（第 10 条の 5 関係）

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
県立芸術劇場	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	39,600円以下 66,000円以下 95,000円以下 180,500円以下 47,500円以下 79,200円以下 114,000円以下 216,600円以下
		1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	59,400円以下 99,000円以下 142,600円以下 270,900円以下 71,300円以下 118,800円以下 171,100円以下 325,100円以下
		2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	89,100円以下 148,500円以下 213,800円以下 406,300円以下 106,900円以下 178,200円以下 256,600円以下 487,600円以下
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前	99,000円以下 165,000円以下 237,600円以下 451,400円以下 118,800円以下
				1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいい、入場料等を徴収する場合の入場料等の額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税額及び地方消費税額を除く額をいう。
				2～7 [略]

			午後 夜間 全日	198,000円以下 285,100円以下 541,700円以下	
	演劇ホ ール	入場料等を 徴収しない 場合又は 1, 000円以下の 入場料等を 徴収する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	32,800円以下 54,600円以下 78,600円以下 149,400円以下 39,400円以下 65,500円以下 94,300円以下 179,300円以下	
		1,000円を 超え 2,000 円以下の入 場料等を徴 収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	49,100円以下 81,900円以下 117,900円以下 224,000円以下 58,900円以下 98,300円以下 141,500円以下 268,800円以下	
		2,000円を 超え 3,000 円以下の入 場料等を徴 収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	73,700円以下 122,900円以下 177,000円以下 336,200円以下 88,400円以下 147,500円以下 212,400円以下 403,400円以下	
		3,000円を 超える入場 料等を徴収 する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等	81,900円以下 136,500円以下 196,600円以下 373,500円以下	

			午前 午後 夜間 全日	98,300円以下 163,800円以下 235,900円以下 448,200円以下	
	イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	7,500円以下 12,500円以下 18,000円以下 34,200円以下 9,000円以下 15,000円以下 21,600円以下 41,000円以下	
		1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	11,300円以下 18,800円以下 27,100円以下 51,500円以下 13,600円以下 22,600円以下 32,500円以下 61,800円以下	
		2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	16,900円以下 28,100円以下 40,500円以下 77,000円以下 20,300円以下 33,700円以下 48,600円以下 92,400円以下	
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日	18,800円以下 31,300円以下 45,100円以下 85,700円以下	

			休日等 午前 午後 夜間 全日	22,600円以下 37,600円以下 54,100円以下 102,800円以下	
	大練習 室	入場料等を 徴収しない 場合又は 1, 000円以下の 入場料等を 徴収する場 合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	4,290円以下 4,290円以下 4,290円以下 12,880円以下	
		1,000円を超 え 2,000円 以下の入場 料等を徴収 する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	6,430円以下 6,430円以下 6,430円以下 19,320円以下	
		2,000円を超 え 3,000円 以下の入場 料等を徴収 する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	9,650円以下 9,650円以下 9,650円以下 28,980円以下	
		3,000円を超 える入場料 等を徴収す る場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	10,720円以下 10,720円以下 10,720円以下 32,200円以下	
	中練習 室	入場料等を 徴収しない 場合又は 1, 000円以下の 入場料等を 徴収する場 合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	2,720円以下 2,720円以下 2,720円以下 8,170円以下	
		1,000円を超 え 2,000円 以下の入場 料等を徴収 する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	4,080円以下 4,080円以下 4,080円以下 12,250円以下	

		2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	6,120円以下 6,120円以下 6,120円以下 18,380円以下	
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	6,800円以下 6,800円以下 6,800円以下 20,420円以下	
	小練習室	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	1,040円以下 1,040円以下 1,040円以下 3,140円以下	
		1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	1,560円以下 1,560円以下 1,560円以下 4,710円以下	
		2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	2,340円以下 2,340円以下 2,340円以下 7,060円以下	
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1 室につき 午前 午後 夜間 全日	2,600円以下 2,600円以下 2,600円以下 7,850円以下	
	和室	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	3,240円以下 3,240円以下 3,240円以下 9,740円以下	

		1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	4,860円以下 4,860円以下 4,860円以下 14,610円以下	
		2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	7,290円以下 7,290円以下 7,290円以下 21,910円以下	
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	8,100円以下 8,100円以下 8,100円以下 24,350円以下	
	ミーティング グループ	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	2,200円以下 2,200円以下 2,200円以下 6,600円以下	
		1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	3,300円以下 3,300円以下 3,300円以下 9,900円以下	
		2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	4,950円以下 4,950円以下 4,950円以下 14,850円以下	
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	5,500円以下 5,500円以下 5,500円以下 16,500円以下	
		楽屋		午前 午後 夜間 全日	
				2,200円以下 2,200円以下 2,200円以下 6,600円以下	

	附属設備、備品及び 持込電気器具用電気	規則で定め る単位	規則で定める額 以下	
--	------------------------	--------------	---------------	--

3 県立芸術劇場管理規則（平成5年11月22日規則第47号）

（趣旨）

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき県立芸術劇場（以下「劇場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 劇場の休館日は、次のとおりとする。

（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

（2） 12月28日から翌年の1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、同項各号に掲げる日を休館日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休館日とすることができる。

（利用の許可の申請）

第4条 劇場の施設又は附属設備、備品若しくは持込電気器具用電気（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 利用許可を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等利用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による県立芸術劇場施設等利用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内にしなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

（1） コンサートホール、演劇ホール及びイベントホール（以下「ホール」という。）を利用しようとする場合 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1年前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から利用日の14日前の日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）まで

（2） 練習室、和室、ミーティングルーム及び楽屋（以下「練習室等」という。）を利用しようとする場合 利用日の3月前の日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）の属する月の初日から利用日まで（楽屋においては、ホールの利用許可を受けている者に限る。）

（3） 前2号の規定にかかわらず、練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により練習室等の利用許可を受けようとする場合 第1号に定める期間

（利用の許可）

第 5 条 知事は、前条第 2 項の規定により県立芸術劇場施設等利用許可申請書の提出があった場合において、施設等の利用許可をするときは、当該申請者に県立芸術劇場施設等利用許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者にその旨及び理由を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の基準）

第 6 条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の利用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

（3） その他劇場の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の変更の申請）

第 7 条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日、利用時間、入場料その他知事が別に定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等利用変更許可申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により許可をするときは、申請者に県立芸術劇場施設等利用変更許可書（別記様式第 4 号）を交付するものとし、許可をしないときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 知事は、第 1 項の規定により許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の取消しの申出）

第 8 条 利用者は、その者の劇場の施設の使用に係る許可の取消しの申出をするときは、県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書に係る許可を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

（附属設備等の使用料）

第 9 条 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号。以下「徴収条例」という。）別表第 1 の 2 の項に規定する規則で定める単位及び規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 徴収条例別表第 1 の 2 の項に規定する規則で定める時期は、利用の終了のときとする。

（使用料の還付）

第 10 条 徴収条例別表第 1 の 2 の項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) ホールに係る利用許可（練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を含む。）を受けている場合 利用日の3月前の日

(2) 練習室等に係る利用許可（練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を除く。）を受けている場合 利用日の7日前の日

2 徴収条例別表第1の2の項備考の欄8に規定する使用料に該当する劇場の施設の利用に係る使用料の還付をする場合の当該還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合 既納の使用料の全額

(2) 知事の都合により利用許可を取り消した場合 既納の使用料の全額

(3) 利用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて知事が利用許可を取り消した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第1号に掲げる場合において、利用日の6月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の7割に相当する額

イ 前項第1号に掲げる場合において、利用日の6月前の日の翌日から利用日の3月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の5割に相当する額

ウ 前項第2号に掲げる場合において、利用日の1月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の7割に相当する額

エ 前項第2号に掲げる場合において、利用日の1月前の日の翌日から利用日の7日前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の5割に相当する額

3 前項の使用料の還付を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等使用料（利用料金）還付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（利用の制限）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて、劇場の利用等を制限することができる。

（入場の制限）

第12条 知事は、劇場に入場しようとする者又は入場している者が次のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒絶し、又はその者に退場を命ずることができる。

(1) 劇場における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を所持しているとき。

(3) 劇場の係員の指示に従わないとき。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第13条 条例第10条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第8条までの規定、

第 11 条及び前条の適用については、第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第 4 条から第 8 条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第 11 条中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金の支払）

第 14 条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に施設等の利用料金（条例第 10 条の 5 第 1 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金の支払時期は、利用許可の時とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、支払時期を変更することができる。

（利用料金の還付）

第 15 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める利用料金の額を還付する。

（1） 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合又は指定管理者の都合により利用許可を取り消した場合 既納の利用料金の全額

（2） 利用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて指定管理者が利用許可を取り消した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア ホールの利用許可（練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を含む。）を受けている場合で、利用日の 3 月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の利用料金の 7 割に相当する額

イ ホールの利用許可（練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を含む。）を受けている場合で、利用日の 3 月前の日の翌日から利用日の 1 月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の利用料金の 5 割に相当する額

ウ 練習室等の利用許可（練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を除く。）を受けている場合で、利用日の 1 月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の利用料金の 7 割に相当する額

エ 練習室等の利用許可（練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を除く。）を受けている場合で、利用日の 1 月前の日の翌日から利用日の 7 日前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の利用料金の 5 割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等使用料（利用料金）還付請求書（別記様式第 6 号）を指定管理者に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第 16 条 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別

記様式第 7 号) によるものとする。

2 条例第 10 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
 - (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
 - (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
 - (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第 17 条 条例第 10 条の 2 第 3 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 条例別表第 1 に規定する劇場の設置目的（以下「劇場の設置目的」という。）に沿った文化事業の企画及び実施の能力を有すること。
 - (2) その他知事が必要と認める基準
- (指定管理者が行う業務)

第 18 条 条例第 10 条の 3 第 3 号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 劇場の設置目的に沿った文化事業の企画及び実施に関する業務
 - (2) その他知事が必要と認める業務
- (指定管理者の管理の基準)

第 19 条 条例第 10 条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な劇場の管理運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 劇場の整備及び物品等の維持管理を適正に行うこと。
 - (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (5) その他知事が必要と認める基準
- (附属設備等の利用料金)

第 20 条 条例別表第 4 の県立芸術劇場の項に規定する規則で定める単位は、別表に定めるとおりとする。

2 条例別表第 4 の県立芸術劇場の項に規定する規則で定める額は、別表の金額の欄に掲げる額以下の額とする。

(利用料金の承認)

第 21 条 指定管理者は、条例第 10 条の 5 第 3 項の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする利用料金を記載した書類及び歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第 22 条 条例第 10 条の 5 第 4 項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 県及び指定管理者が劇場の設置目的を達成するために利用する場合 利用料

金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を得たとき。 指定管理者が認める額

(協定書の締結)

第 23 条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第 10 条の 3 各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

(2) 第 19 条各号に掲げる基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、劇場の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第 24 条 指定管理者は毎年度終了後 1 月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 劇場の指定管理業務に関する事業報告書

(2) 劇場の指定管理業務に係る決算に関する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第 25 条 指定管理者は、その指定の期間を満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、劇場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 26 条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、劇場の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第 9 条、第 20 条関係）

1 舞台設備

区分	単位	金額
定式幕	1 枚	1,070 円
紗幕	1 枚	1,070 円
ジョーゼット幕	1 枚	1,070 円
地がすり	1 枚	1,070 円

リノリウムシート（大）	1 枚	750 円
リノリウムシート（小）	1 枚	320 円
フェルト毛せん	1 枚	420 円
毛せん（大）	1 枚	220 円
毛せん（小）	1 枚	220 円
上敷（大）	1 枚	220 円
上敷（小）	1 枚	100 円
長座布団（大）	1 枚	220 円
長座布団（小）	1 枚	100 円
高座用座布団	1 枚	100 円
県旗・国旗	1 枚	220 円
びょうぶ	1 双	1,610 円
演劇ホール用所作台	1 式	9,720 円
イベントホール用所作台	1 式	6,480 円
花道用所作台	1 式	1,610 円
平台（蹴込みパネルを含む。）	1 枚	150 円
開き足	1 脚	50 円
仮設能舞台	1 式	24,830 円
寄席舞台	1 式	17,270 円
竹羽目	1 式	2,700 円
松羽目 A	1 式	1,610 円
松羽目 B	1 式	1,070 円
日舞囲	1 式	1,610 円
鳥屋囲	1 式	530 円
三方	1 個	50 円
八足	1 個	320 円
火鉢	1 個	100 円
つけ板・つけ木	1 式	100 円
拍子盤	1 式	100 円
葛桶	1 個	1,070 円
床几	1 個	220 円
一畳台（一畳台掛けを含む。）	1 式	1,610 円
雪かご	1 個	100 円
ドライアイスマシン（ドライアイスを含まない。）	1 台	2,160 円
スモークマシン（ロスコスモークジュースを含まない。）	1 台	1,400 円
姿見	1 台	320 円
ホワイトボード	1 台	100 円
高座台	1 台	1,070 円

浪曲台	1 台	3,560 円
長机	1 台	50 円
座机	1 台	50 円
講演台	1 台	530 円
司会者台	1 台	420 円
花台	1 台	320 円
デリカテーブル A	1 台	320 円
デリカテーブル B	1 台	100 円
コントラバス奏者用いす A	1 脚	80 円
コントラバス奏者用いす B	1 脚	120 円
チェロ奏者用いす	1 脚	100 円
ピアノ奏者用いす	1 脚	100 円
演奏者用いす A	1 脚	60 円
演奏者用いす B	1 脚	110 円
指揮者用譜面台 A	1 台	110 円
指揮者用譜面台 B	1 台	530 円
譜面台	1 台	50 円
譜面台灯	1 個	50 円
指揮台	1 台	320 円
練習室用指揮台セット	1 式	220 円
オーケストラピット	1 式	7,010 円
小ぜり	1 式	1,070 円
衝立	1 台	100 円
めくり台	1 個	100 円

2 照明設備

区分	単位	金額
アップーホリゾントライト A	1 式	4,420 円
アップーホリゾントライト B	1 式	3,020 円
ローアホリゾントライト A	1 式	2,160 円
ローアホリゾントライト B	1 式	1,610 円
ボーダーライト A	1 列	1,070 円
ボーダーライト B	1 列	850 円
スポットライト A	1 台	420 円
スポットライト B	1 台	320 円
スポットライト C	1 台	220 円
スポットライト D	1 台	100 円
フロントサイドスポットライト	1 列	1,280 円
第 1 シーリングスポットライト	1 台	220 円

第2シーリングスポットライト	1台	320円
フットライト	1列	530円
花道用フットライト	1列	220円
東西バトンスポットライト	1列	640円
スタンド	1本	100円
照明タワー	1台	860円
3連式アーム	1本	100円
ベースプレート	1個	100円
センターピンスポットA	1台	1,070円
センターピンスポットB	1台	850円
ストロボフラッシュ	1台	1,070円
エフェクトスポットライトA（ディスクプレートを含む。）	1式	1,070円
エフェクトスポットライトB（ディスクプレートを含む。）	1式	850円
ストリップライトA	1台	320円
ストリップライトB	1台	100円
ミラーボールA	1個	1,070円
ミラーボールB	1個	850円
カラーフィルター	1枚	80円
効果機器	1台	850円
コンサートホール照明セット	1式	10,090円
演劇ホール照明セットA	1式	47,250円
演劇ホール照明セットB	1式	31,040円
演劇ホール照明セットC	1式	15,920円
演劇ホール照明セットD	1式	7,850円
イベントホール照明セットA	1式	17,270円
イベントホール照明セットB	1式	12,950円
イベントホール照明セットC	1式	8,630円
イベントホール照明セットD	1式	3,230円
リハーサル用照明セットA	1式	3,630円
リハーサル用照明セットB	1式	3,160円
リハーサル用照明セットC	1式	1,640円

3 音響設備

区分	単位	金額
音響調整装置A	1式	6,480円
音響調整装置B	1式	3,230円
ステージスピーカーA	1組	2,160円
ステージスピーカーB	1組	1,710円
ステージスピーカーC	1組	1,500円

はね返りスピーカー A	1 組	750 円
はね返りスピーカー B	1 組	750 円
演出家・舞台監督用音響設備	1 式	2,160 円
ポータブルミキサー	1 台	1,610 円
効果装置（エフェクター卓）	1 台	1,070 円
効果卓	1 式	5,400 円
テープレコーダー A	1 式	1,400 円
テープレコーダー B	1 式	1,070 円
テープレコーダー C	1 式	530 円
テープレコーダー D	1 式	960 円
C D プレーヤー	1 式	530 円
M D プレーヤー	1 式	530 円
レコードプレーヤー	1 式	1,070 円
マルチケーブル（32 C H）	1 式	1,070 円
マルチケーブル（16 C H）	1 式	850 円
ステレオマイクロホン	1 本	1,500 円
コンデンサーマイクロホン	1 本	1,180 円
ダイナミックマイクロホン	1 本	640 円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,400 円
3 点つりマイク装置	1 式	1,070 円
2 点つりマイク装置	1 式	850 円
1 点つりマイク装置	1 式	640 円
練習室音響セット A	1 式	2,160 円
練習室音響セット B	1 式	2,160 円
C D ・ M D ラジカセ	1 台	310 円
練習室用マイクロホン（マイクスタンドを含む。）	1 本	100 円
ギターアンプ	1 式	530 円
ベースアンプ	1 式	530 円

4 楽器

区分	単位	金額
フルコンサートピアノ A	1 台	9,720 円
フルコンサートピアノ B	1 台	5,400 円
チェンバロ	1 台	6,480 円
電子オルガン A	1 台	3,230 円
電子オルガン B	1 台	1,070 円
パイプオルガン	1 台	21,590 円
練習室用ピアノ A	1 台	1,610 円
練習室用ピアノ B	1 台	1,070 円

練習室用ピアノC	1 台	530 円
ドラムセット	1 式	530 円
ポジティブオルガン	1 台	5,400 円
コントラバスA	1 台	5,070 円
コントラバスB	1 台	1,330 円

5 映写設備

区分	単位	金額
映写機（16mm）	1 式	2,910 円
映写機（35mm）	1 式	7,550 円
スクリーンA	1 枚	1,070 円
スクリーンB	1 枚	750 円
スクリーンC（移動用）	1 枚	530 円
ビデオプロジェクター装置	1 式	3,590 円
オーバーヘッドプロジェクター装置	1 式	1,940 円

6 その他の設備及び持込電気器具用電気

区分	単位	金額
洗濯機	1 回	200 円
乾燥機	1 回	100 円
アイロン	1 台	50 円
テレビジョン放送中継設備	1 式	10,800 円
ラジオ放送中継設備	1 式	5,400 円
持込電気器具用電気	消費電力 1 K W	320 円

備考 1 この別表の金額の欄に掲げる額は、午前、午後及び夜間の各区分における使用料又は利用料金の額とする。

2 持込電気器具の消費電力に 1 K W 未満の端数があるときは、これを 1 K W に切り上げて持込電気器具用電気の使用料又は利用料金を算定するものとする。

4 個人情報取扱特記事項

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、劇場の管理業務に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、管理業務の処理に関して個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託して

はならない。

（個人情報の開示）

第 8 乙は、乙が管理業務に関して保有する個人情報について、当該個人情報の本人から開示、訂正、利用停止等を求められた場合は、これに関して乙に適用される法令等又は乙の保有する規程に基づき、適切に対応しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙に適用される法令等及び乙の保有する規程のいずれもない場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて対応するものとする。

（資料の返還等）

第 9 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 10 乙は、管理業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第 11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

5 宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」規約

（名 称）

第1条 この会の名称は、宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」（以下「倶楽部」という。）とします。

（趣 旨）

第2条 この規約は、倶楽部の運営について必要な事項を定めるものとします。

（会 員）

第3条 会員とは、本規約を承認のうえ、公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「劇場」という。）に倶楽部入会の申込みをし、劇場が入会を認めた方をいいます。

2 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、入会した日から翌年同月の末日までとし、以後継続して入会する場合は、会員満了月から1年間とします。

（入会手続）

第4条 倶楽部に加入しようとする方は、劇場にくれっしえんど倶楽部入会申込みするとともに、会費を納入するものとします。

2 会員が継続して倶楽部に入会しようとするときは、会員期間の満了日までに次期の会費を納入するものとします。

（会 費）

第5条 会費は、年間 2,000 円とし、劇場が定めた方法により納入するものとします。

（会員証）

第6条 会員には、入会手続き完了時に会員証を発行します（劇場ホームページからお手続きの場合は、希望者のみ）。発行した会員証は、会員期間が満了するまで会員資格を証するものとします。ただし、第12条に定める事由により会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

2 会員証は、本人のみ利用できるものとします。

（特 典）

第7条 会員は、次の特典を受けられます。

（1）チケットの割引 劇場が主催する公演のチケット（プレイガイド除く）は、1公演につき会員お一人様2枚まで会員割引価格（1割引）となります。ただし、割引設定がない公演もあります。

（2）チケットの優先販売 劇場が主催する公演のチケット（プレイガイド除く）について、原則として一般発売日より先に購入することができます。ただし、先行予約枚数が予定数に達した場合は受付終了となり、先行予約をお受けできないことがあります。また、先行予約の販売方法については、別途劇場が定めるものとします。

（3）芸術文化情報の提供 劇場広報誌「くれっしえんど」等を送付します。

（チケットの購入・予約）

第8条 会員は、劇場チケットセンター窓口においてチケットを購入又は予約しようとするときは、会員証を提示するものとします。

2 会員は、電話によりチケットを購入又は予約しようとするときは、会員番号と氏名を申し出るものとします。

3 会員が予約チケットの郵送を希望する場合、劇場は代金の入金を確認のうえ、会員の登録住所あてにチケットを送付するものとします。

4 公演当日に当日券売場で販売するチケットについては、会員割引の対象とはならないものとします。

（会員証の紛失、盗難等）

第9条 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは直ちに劇場に届け出るものとします。この場合、所定の手続きにより、会員証を再発行します。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害については、劇場はその責めを負いません。

（届出事項の変更）

第10条 会員は、申込書の記載事項に変更があった場合、直ちにその内容を劇場に届け出るものとします。

2 会員は、前項の届け出がないために、劇場からの送付物が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

（退 会）

第11条 会員の都合により退会するときは、劇場に退会の届け出をするとともに会員証を返却するものとします。なお、会員期間の中途に退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

（会員資格の喪失）

第12条 劇場は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

（1）他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）その他、倶楽部の運営上支障があるとき。

（規約の変更）

第13条 本規約を改定した場合は、会員に通知するものとします。

（事務取扱）

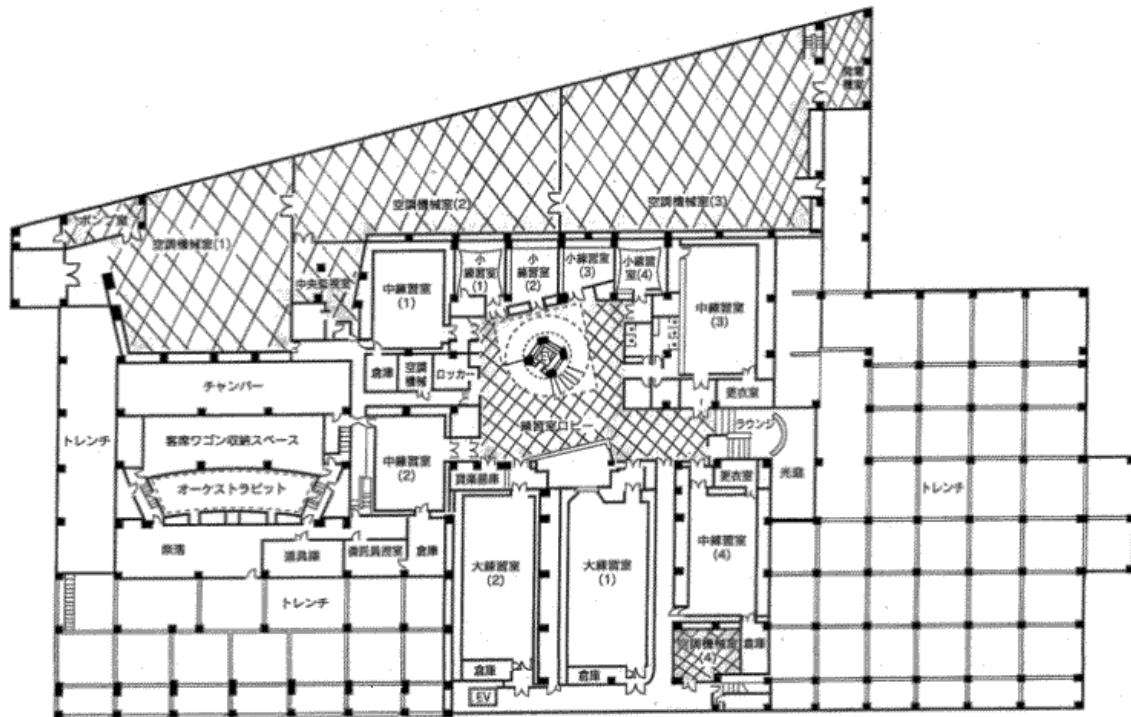
第14条 倶楽部の運営に関する事務の取扱いは、劇場が行うものとします。

（その他）

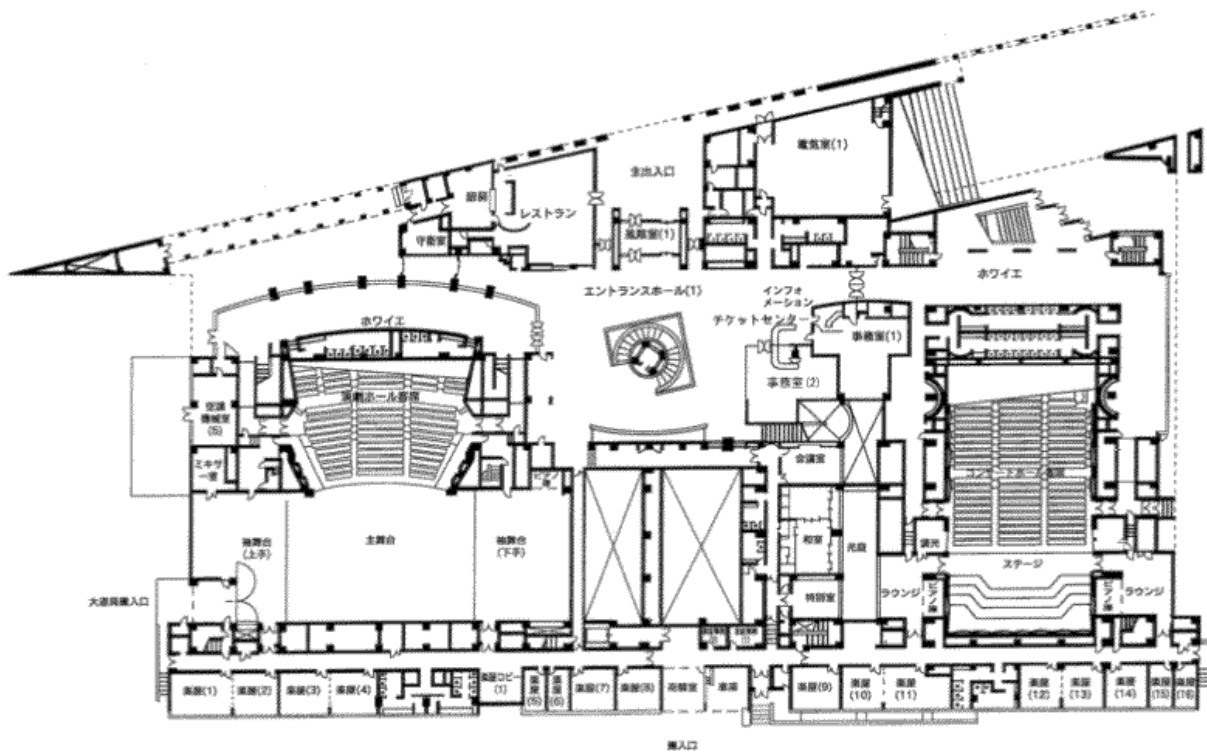
第15条 この規約に定めるもののほか高校生会員取扱、その他倶楽部の運営に関し必要な事項は、劇場が別に定めるものとします。

6 県立芸術劇場の平面図

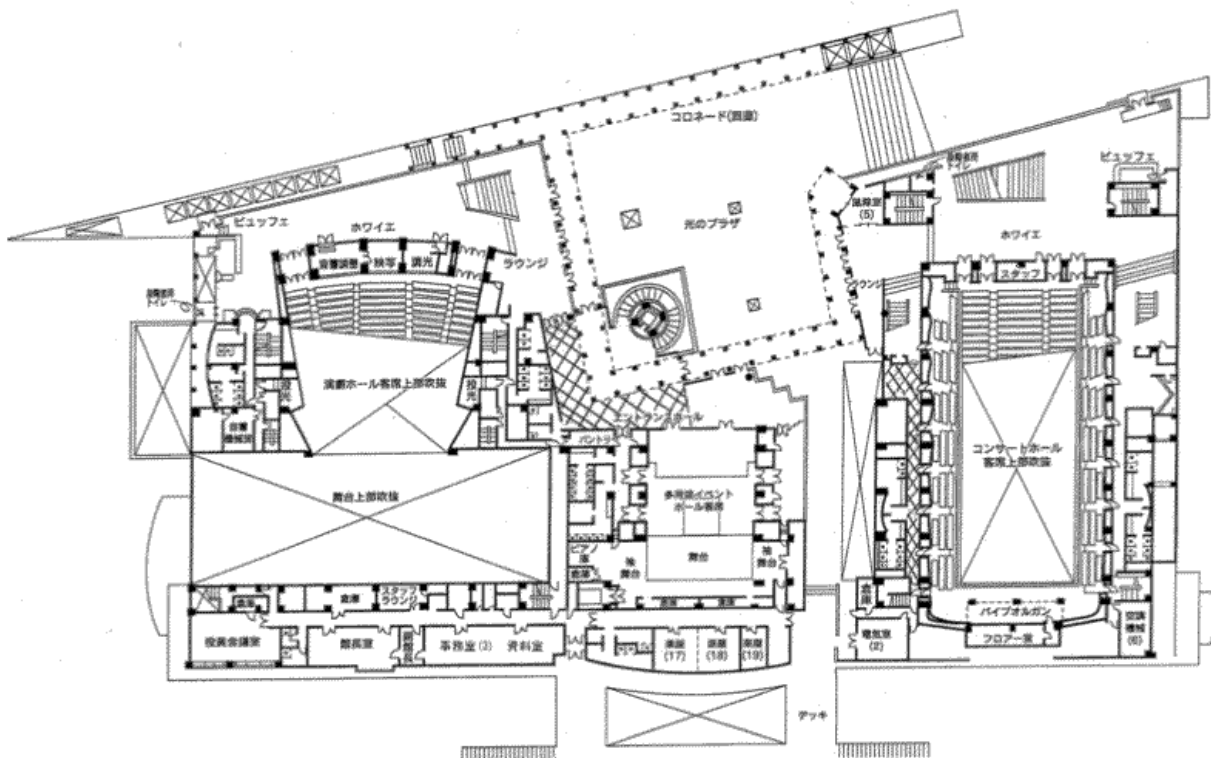
地下平面图



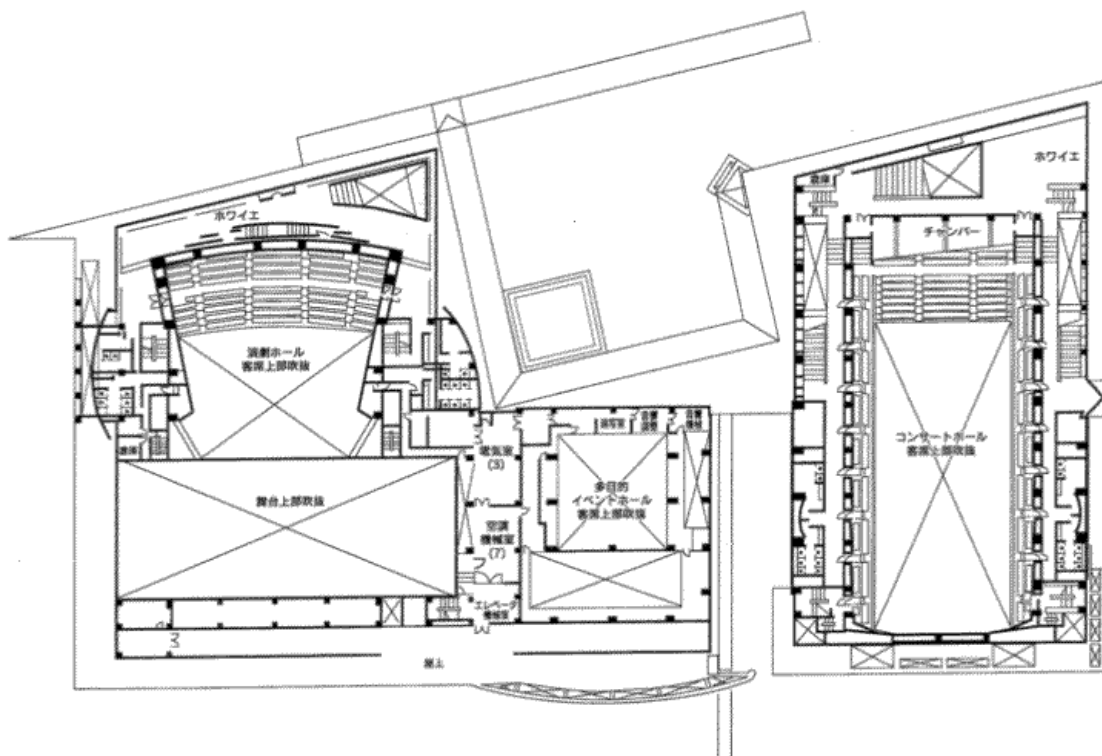
1 階平面図



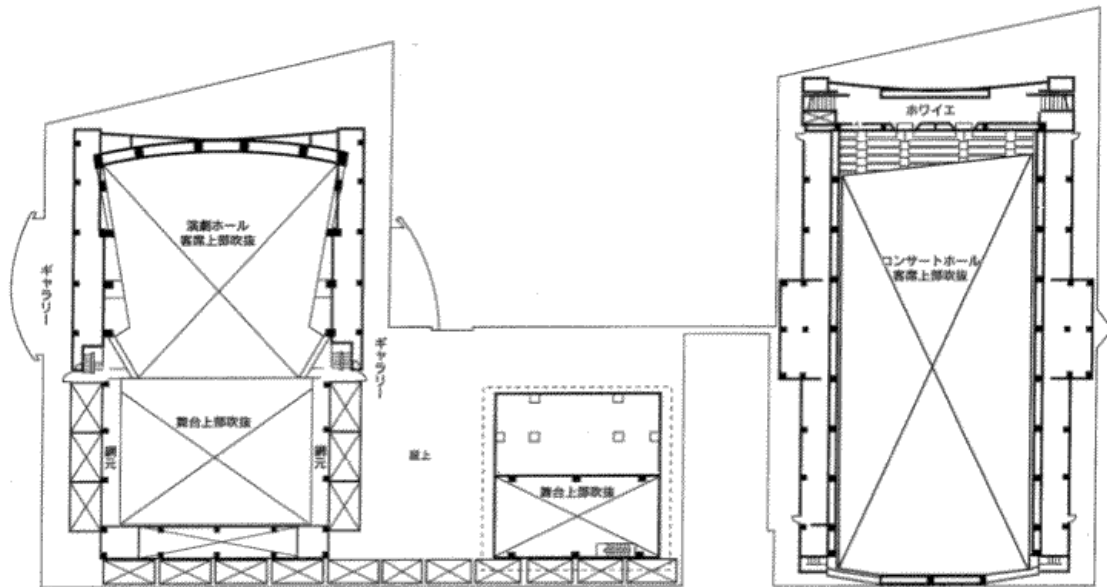
2階平面図



3階平面図



4階平面図



7 主な利用実績

県立芸術劇場の利用状況

1 利用者数（公演来場者及び施設利用者の合計）

単位：人

	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
利用者数	154, 251	254, 546	299, 955	325, 150	305, 663	258, 496	265, 190	239, 893
累計	154, 251	408, 797	708, 752	1, 033, 902	1, 339, 565	1, 598, 061	1, 863, 251	2, 103, 144

[H8：100万人突破]

[H12：200万人突破]

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
利用者数	250, 620	246, 506	281, 019	260, 995	253, 931	252, 714	245, 911	215, 079
累計	2, 353, 764	2, 600, 270	2, 881, 289	3, 142, 284	3, 396, 215	3, 648, 929	3, 894, 840	4, 109, 919

[H16：300万人突破]

[H20：400万人突破]

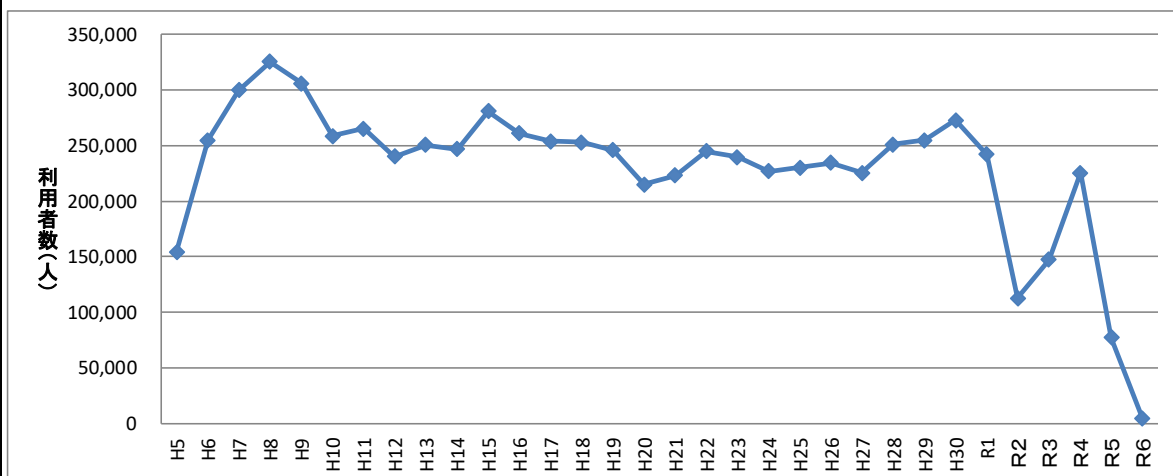
	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
利用者数	223, 072	244, 907	239, 687	226, 916	230, 257	234, 361	225, 517	250, 971
累計	4, 332, 991	4, 577, 898	4, 817, 585	5, 044, 501	5, 274, 758	5, 509, 119	5, 734, 636	5, 985, 607

[H25：500万人突破]

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	年平均
利用者数	254, 725	272, 554	241, 888	112, 643	147, 375	225, 322	77, 199	4, 155	228, 796
累計	6, 240, 332	6, 512, 886	6, 754, 774	6, 867, 417	7, 014, 792	7, 240, 114	7, 317, 313	7, 321, 468	

[H29：600万人突破]

[R3：700万人突破]



2 施設利用状況（稼働率）

単位：％

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
コンサートホール	73.3	80.0	83.0	65.3	67.4	66.1	61.8	100.0
演劇ホール	76.7	73.7	60.4	30.9	56.8	55.3	57.2	—
イベントホール	77.9	81.2	76.2	37.9	62.6	60.1	66.8	—
ホール計	75.9	78.3	72.8	44.2	62.1	60.5	63.9	100.0
大練習室	94.7	97.0	86.2	64.5	78.5	81.5	79.1	88.1
中練習室	96.7	97.4	89.4	68.2	84.9	83.1	81.3	80.3
小練習室	97.8	98.6	90.6	72.4	83.7	78.2	82.1	80.8
和室等	64.9	70.0	60.6	58.4	52.7	40.3	41.3	62.7
練習室等計	91.4	92.8	84.4	67.3	77.7	74.1	74.5	78.0
【参考】貸館収入（千円）	57, 553	64, 367	57, 166	29, 578	48, 994	58, 412	18, 160	1, 129

8 宮崎国際音楽祭の開催実績

区 分		第26回(2021年)	第27回(2022年)	第28回(2023年)	第29回(2024年)	第30回(2025)
会 期		令和3年7月31日(土)～ 8月15日(日)	令和4年4月29日(金)～ 5月15日(日)	令和5年4月28日(金)～ 5月14日(日)	令和6年4月29日(月)～ 5月19日(日)	令和7年4月20日(日)～ 5月18日(日)
入 場 者 数		8,873人	13,771人	17,105人	10,487人	18,346人
出 演 者		ワディム・レーピン スヴェトラナ・ザハロワ 諏訪内晶子 三浦文彰 辻井伸行 福井敬 三浦一馬 徳永二男 ほか	大野和士 ライナー・キュッヒル ミッシャ・マイルスキー ジャン＝エフラム・バウゼ 三浦文彰 仲道郁代 徳永二男 中村恵理 ほか	ピンカス・ズーカerman ライナー・キュッヒル シャイ・ウォスナー 諏訪内晶子 三浦文彰 野平一郎 徳永二男 中村恵理 ほか	ライナー・キュッヒル ミッシャ・マイルスキー サーシャ・マイルスキー リリー・マイルスキー 三浦文彰 亀井聖矢 徳永二男 三浦一馬 ほか	三浦文彰 辻井伸行 チョン・ミョンフン 清水和音 ユンソン ヨナタン・ローゼマン パク・ジュン 大井駿 ほか
事業内容	演奏会	5回	5回	5回	広域開催：14公演	6回(30周年記念演奏会含む。)
	スペシャルプログラム	サテライト公演(門川) 500円コンサートの日 Oh! My! クラシック ポップス・オーケストラ 徳永二男 & 京谷弘司 三浦文彰 & 辻井伸行	サテライト公演(新富、小林) 500円コンサートの日 Oh! My! クラシック ポップス・オーケストラ マイルスキー「魂の無伴奏チェロ」 光と影の色彩	サテライト公演(延岡、川南) 500円コンサートの日 Oh! My! クラシック ポップス・オーケストラ 三浦文彰「リクエスト・コンサート」 ライナー・キュッヒル 「ウィーン、我が夢の街」	宮崎公演 3公演 西都公演、日南公演、 都城公演 各1公演 Oh! My! クラシック(日向公演) ポップス・オーケストラ(延岡公演) 徳永二男 「ふれあいキャラバン・コンサート」	サテライト公演(えびの) 500円コンサートの日 Oh! My! クラシック ポップス・オーケストラ 三浦文彰が解き明かす 「室内楽の秘密」 三浦文彰 「コンサート・キャラバン」
	教育プログラム	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー2021 新星たちのコンサート	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー2022 新星たちのコンサート	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー2023 新星たちのコンサート	子どものための音楽会	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー2025
総事業費(千円)		181,545	198,297	173,883	138,381	188,407
	準備経費	29,223	29,223	29,223	20,990	29,223
	開催事業費	152,322	169,074	144,660	117,391	159,184
財 源 内 訳		181,545	198,297	173,883	138,381	188,407
	県業務委託料	94,308	94,308	94,308	86,075	109,648
	その他	87,237	103,989	79,575	52,306	78,759
周辺関連事業		もう一つの小さな音楽会(中止) ※みやざき国際ストリート音楽祭 は4/29に単独で開催したため関 連事業ではない。	みやざき国際ストリート音楽祭 もう一つの小さな音楽会	みやざき国際ストリート音楽祭 もう一つの小さな音楽会	みやざき国際ストリート音楽祭	みやざき国際ストリート音楽祭 (UMK開局55周年記念) 佐渡裕指揮 トーンキュンストラ ー管弦楽団 ピアノ：反田恭平

9 令和6年度県民文化振興事業の開催実績

事業名	実施日	会場
パイプオルガン・チェンバロ講習会	4月13日(土)～14日(日)	練習室
こどももおとなも劇場#9 オペラシアターこんにゃく座 オペラ『ルドルフとイッパイアッテナ』	6月15日(土)	南郷ハートフルセンター
	6月16日(日)	サンA川南文化ホール
の、まど in 高千穂『舞い、奏で、彩る高千穂』	6月21日(金)	高千穂町武道館
	6月22日(土)	
音楽アウトリーチ	6月26日(水)	延岡市立南浦中学校 熊野江小学校
「新 かぼちゃといもがら物語」番外編 出演者オーディション	6月29日(土)	県電ホール
	6月30日(日)	
はじめてのクラシック♪in えびの～フルート～	7月6日(土)	えびの市文化センター
かどがわ演劇の広場「かどっこ」特別編 出演者オーディション	7月7日(日)	門川町総合文化会館
アートな学び舎 2024	7月13日(土)	天空カフェジール
	7月14日(日)	野口遵記念館
西米良寄席関連企画 落語家 月亭太遊の特別講話	7月17日(水)	西米良村立西米良中学校
音楽アウトリーチ	7月24日(水)	養護老人ホーム 和幸園(日南市)
の、まど in 高千穂 『舞い、奏で、彩る高千穂』	7月26日(金)	高千穂自然休養村 管理センター
	7月27日(土)	
パイプオルガン・チェンバロ講習会	7月27日(土)～28日(日)	練習室
音楽アウトリーチ	8月8日(木)	綾保育園
	8月9日(金)	認定こども園浄念寺学園(日南市)
はじめてのクラシック♪in 宮崎市民文化ホール～ソプラノ～	8月17日(土)	宮崎市民文化ホール
の、まど in 高千穂『舞い、奏で、彩る高千穂』	8月31日(土)	高千穂自然休養村 管理センター
西米良寄席	9月7日(土)	西米良村基幹集落センター
音楽アウトリーチ	9月12日(木)	旭が丘保育園(高千穂町)
	9月20日(金)	串間市立都井小学校
おんがくのおもちゃ箱シリーズ Part. 20・21 おとのたねバンド編	9月14日(土)	西都市民会館

おんがくのおもちゃ箱シリーズ Part. 20・21 おとのたねバンド編	9月23日（月・祝）	小林市文化会館
の、まど in 高千穂『舞い、奏で、彩る高千穂』	9月27日（金）	高千穂自然休養村 管理センター
	9月28日（土）	
音楽アウトリーチ	10月4日（金）	かわなか保育園（延岡市）
	10月25日（金）	串間市立金谷小学校
アートな学び舎	10月12日（土）	宮崎キネマ館
アートな学び舎	10月16日（水）	オンライン開催
	10月17日（木）	
はじめてのクラシック♪in 日向～ピアノ～	10月19日（土）	日向市文化交流センター
の、まど in 高千穂 『舞い、奏で、彩る高千穂』	10月24日（木）	高千穂自然休養村 管理センター
	10月25日（金）	
	10月26日（土）	
音楽アウトリーチ	11月8日（金）	大塚あけぼの幼稚園（宮崎市）
アートな学び舎	11月13日（水）	オンライン開催
	11月14日（木）	
の、まど in 高千穂『舞い、奏で、彩る高千穂』	11月15日（金）	高千穂自然休養村 管理センター
	11月16日（土）	
	11月28日（木）	
	11月29日（金）	
	11月30日（土）	
おんがくのおもちゃ箱シリーズ Part. 22 クラシック編	11月30日（土）	野口遵記念館
アートな学び舎	12月7日（土）	都城市総合文化ホール
	12月8日（日）	
音楽アウトリーチ	12月11日（水）	諸塚小学校
	12月19日（木）	串間市立本城小学校
アートな学び舎	12月11日（水）	オンライン開催
	12月12日（木）	
フォレスタコンサート	12月14日（土）	諸塚村中央公民館

フォレスタコンサート	12月15日（日）	高原町総合保健福祉センターほほえみ館神武ホール
の、まど in 高千穂『舞い、奏で、彩る高千穂』	12月22日（日）	高千穂自然休養村管理センター
音楽アウトリーチ	1月14日（月）	浄念寺学園（日南市）
かどがわ演劇の広場「かどっこ」特別編 『うみのらくがき』『ぼくらのキャンパス』	1月25日（土）	門川町総合文化会館
	1月26日（日）	
音楽アウトリーチ	2月18日（水）	西都銀上学園
パイプオルガン・チェンバロ講習会	2月22日（土）～23日（日）	練習室
加藤昌則の「粋なり！ クラシック」	2月24日（月・祝）	ウエルネス交流プラザ（都城市）
ひなたのバロック#6「バッハの喫茶店」	3月2日（日）	宮崎市民プラザ
音楽アウトリーチ研修会	3月4日（火）	練習室
音楽アウトリーチ	3月5日（水）	くどみ児遊園（宮崎市）
「新 かぼちゃといもがら物語」番外編 『きつとアンティゴネ』	3月8日（土）	高岡地区交流センター
	3月9日（日）	
宮崎県立芸術劇場 リニューアル記念式典	3月28日（金）	コンサートホール

10 公益財団法人宮崎県立芸術劇場の決算状況【第四期】

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入合計	722,231	740,944	574,219	575,450
指定管理料	478,734	478,734	463,861	478,734
管理運営費	340,259	340,259	333,619	340,259
国際音楽祭	94,308	94,308	86,075	94,308
県民文化振興	44,167	44,167	44,167	44,167
利用料金収入	48,994	58,412	18,160	1,129
大規模改修等委託	54,003	36,608	0	28,439
基金取崩収入	0	13,786	10,000	0
その他の収入	140,500	153,404	82,198	67,148
支出合計	737,331	784,428	591,891	592,785
人件費	136,731	137,527	131,862	137,554
事業費	543,425	600,974	447,753	417,402
その他の管理費等	57,175	45,927	12,276	37,829
収支差額	▲15,100	▲43,484	▲17,672	▲17,335

※1 県派遣職員に係る人件費の一部を県が直接負担している。

(相当額を指定管理料から差引)

※2 事業費：音楽祭、自主事業（その他、県受託事業）

修繕費：大規模改修、劇場修繕